

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 1 月及び同年 2 月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 24 日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 59 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
山形南高等学校	令和 2 年 1 月 16 日	小野委員	武田委員
山形中央高等学校	令和 2 年 1 月 16 日	小野委員	武田委員
山形警察署	令和 2 年 1 月 16 日	小野委員	武田委員
置賜食肉衛生検査所	令和 2 年 1 月 16 日	木村委員	海老名委員
工業技術センター置賜試験場	令和 2 年 1 月 16 日	木村委員	海老名委員
置賜教育事務所	令和 2 年 1 月 16 日	木村委員	海老名委員
産業技術短期大学校	令和 2 年 1 月 17 日	小野委員	武田委員
山形職業能力開発専門校	令和 2 年 1 月 17 日	小野委員	武田委員
農業総合研究センター	令和 2 年 1 月 17 日	小野委員	武田委員
こども医療療育センター	令和 2 年 1 月 17 日	木村委員	海老名委員
米沢養護学校	令和 2 年 1 月 17 日	木村委員	海老名委員
山形東高等学校	令和 2 年 1 月 20 日	武田委員	—
新庄南高等学校	令和 2 年 1 月 20 日	武田委員	—
青年の家	令和 2 年 1 月 23 日	海老名委員	—
東桜学館中学校	令和 2 年 1 月 23 日	海老名委員	—
東桜学館高等学校	令和 2 年 1 月 23 日	海老名委員	—
上山警察署	令和 2 年 1 月 29 日	武田委員	—
南陽警察署	令和 2 年 1 月 29 日	武田委員	—
米沢警察署	令和 2 年 1 月 29 日	武田委員	—
金峰少年自然の家	令和 2 年 2 月 3 日	木村委員	武田委員
酒田東高等学校	令和 2 年 2 月 3 日	木村委員	武田委員
鶴岡高等養護学校	令和 2 年 2 月 3 日	木村委員	武田委員
新庄神室産業高等学校	令和 2 年 2 月 3 日	小野委員	海老名委員
鶴岡南高等学校	令和 2 年 2 月 3 日	小野委員	海老名委員
酒田警察署	令和 2 年 2 月 3 日	小野委員	海老名委員
最上学園	令和 2 年 2 月 5 日	武田委員	—

最上教育事務所	令和2年2月5日	武田委員	—
環境科学研究センター	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
工業技術センター	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
楯岡特別支援学校	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
森林研究研修センター	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
村山教育事務所	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
左沢高等学校	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
職員育成センター	令和2年2月12日	武田委員	—
朝日学園	令和2年2月12日	武田委員	—
尾花沢警察署	令和2年2月12日	武田委員	—
福祉相談センター	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
衛生研究所	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
精神保健福祉センター	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
霞城学園高等学校	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
朝日少年自然の家	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
高畠高等学校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
長井高等学校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
庄内農業高等学校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
山形養護学校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
新庄養護学校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
新庄警察署	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
小国警察署	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
鳥海学園	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
病害虫防除所	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
内水面水産試験場	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
神室少年自然の家	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米沢興譲館高等学校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米沢東高等学校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
鶴岡北高等学校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
村山警察署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
庄内警察署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
長井警察署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 山形中央高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

消費税の増税に伴う変更契約書の締結を行っておらず、代金の支払いが滞っているもの

印刷機用マスター及びインクの購入

当初契約日 平成 31 年 4 月 1 日

変更契約日（予定） 令和元年 10 月 1 日

令和元年 10 月分請求額 217,800 円

（最終納品日：令和元年 10 月 31 日、請求日：10 月 31 日）

令和元年 11 月分請求額 108,900 円

（最終納品日：令和元年 11 月 20 日、請求日：11 月 29 日）

ロ 産業技術短期大学校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

年度所属区分を誤ったもので、10 万円以上のもの 1 件

産業技術短期大学校授業料（平成 30 年度後期分）

調定日 平成 31 年 4 月 1 日

調定額 195,000 円

既調定所属年度 平成 31 年度

正調定所属年度 平成 30 年度

(ロ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

(内容)

延滞金の徴収手続きをしていないもの 2 件 合計 55,000 円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料(平成 29 年度前期分) 195,000 円

元本の納期限 平成 29 年 5 月 1 日

元本の納付日 平成 31 年 3 月 26 日

延滞金の額 31,900 円

b 元本 産業技術短期大学校授業料(平成 29 年度後期分) 195,000 円

元本の納期限 平成 29 年 10 月 31 日

元本の納付日 平成 31 年 3 月 26 日

延滞金の額 23,100 円

ハ 山形東高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託の長期継続契約において、仕様及び委託料に変更があるにもかかわらず、書面での変更  
手続が行われていないもの 1 件

構内交換電話保守点検業務委託

契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

当初委託料 平成 31 年度年額 98,100 円

変更後委託料 平成 31 年度年額 0 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(山形中央高等学校、酒田東高等学校)

(ロ) 証紙収入の整理事務(財務システム入力)がなされていないものがある。(山形中央高等学校)

#### ロ 支出

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(山形東高等学校、新庄南高等学校、長井高等学校)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(酒田東高等学校)

(ハ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(山形中央高等学校、森林研究研修センター)

(ニ) 寒冷地手当について、区分の変更等に係る給与システムへの入力を怠り、追給を要するもの等がある。(山形中央高等学校)

#### ハ 契約

(イ) 完成期限を過ぎているにもかかわらず、完成通知書提出の催促等の適切な事務を行わず、債務の履行確認が遅延したものがある。(産業技術短期大学校)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないものがある。(職員育成センター)

(ハ) 見積書を徴して締結するものについて、事務又は事業実施伺の決裁を受けていないものがある。(酒田東高等学校)

#### ニ その他

(イ) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項以外の指導事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(最上学園)